

田原本町観光プロモーションビデオ制作業務委託仕様書

1. 業務委託名

田原本町観光プロモーションビデオ制作業務委託

2. 業務委託目的

田原本町の観光の魅力（歴史・文化・自然など）を、国内外に広くPRするための観光宣伝用の映像とポスターを制作する。映像とポスターは、ホームページ上や観光施設等で公開・掲示するほか、各種商談会、観光展、イベント時等で活用し、観光客の誘致促進につなげるためのPRツールとする。

3. 業務委託内容

(1) 観光PR映像制作

田原本町観光PRのための企画、構成立案、映像・画像を使用した動画制作、ナレーション、取材、撮影、編集並びにこれらに付随する一式の業務。（平成28・29年度共通）

(2) 観光PRポスター制作

田原本町観光PRのための企画、デザイン、静止画撮影並びにこれらに付随する一式の業務。（平成29年度）

4. 業務委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

5. 規格等

(1) 平成28年度

・成果品

田原本町の観光PRを掲載した映像コンテンツ

ア DVD(MPEG2) 5枚

※DVDの作成は、レーザー焼付け方式で行い、DVDディスク及びジャケットをケースに格納して納品すること。

※国内の一般的なプレーヤー及び海外でも再生可能なものとするこ
と。

イ ブルーレイ(MPEG2) 5枚

※ブルーレイの作成は、レーザー焼付け方式で行い、ブルーレイディスク及びジャケットをケースに格納して納品すること。

※国内の一般的なプレーヤー及び海外でも再生可能なものとするこ

と。

ウ 白マザーデータ（MPEG2、MPEG4、WMV等、動画編集ソフト等で編集可能なものを3種類以上）

※記録媒体に記録し、納品すること。

エ Youtube掲載用動画データ収録DVD 1枚

・仕様

ア ハイビジョン画質で制作し、画面縦横比16:9とすること。

イ 撮影した映像を編集し、田原本町の魅力を紹介するもの、1本（10分程度）を作成すること。

ウ ナレーション(日本語)、テロップ（聴覚障害者対応）及び音楽等の音響効果を入れること。言語については、日本語及びテロップ（聴覚障害者対応）を選択できるチャプターメニュー機能を付けること。

（2）平成29年度

・成果品

田原本町の観光PRを掲載した映像コンテンツ

ア DVD(MPEG2) 300枚

※DVDの作成は、プレス方式で行い、DVDディスク及びジャケットをケースに格納して納品すること。

※国内の一般的なプレーヤー及び海外でも再生可能なものとする
こと。

イ ブルーレイ(MPEG2) 10枚

※ブルーレイの作成は、レーザー焼付け方式で行い、ブルーレイディスク及びジャケットをケースに格納して納品すること。

※国内の一般的なプレーヤー及び海外でも再生可能なものとする
こと。

ウ 白マザーデータ（MPEG2、MPEG4、WMV等、動画編集ソフト等で編集可能なものを3種類以上）

※記録媒体に記録し、納品すること。

エ Youtube掲載用動画データ収録DVD 1枚

田原本町の観光PRポスター

オ ポスター（A1サイズ） 2種類×500枚

用紙 コート紙（110～135kg） 色数 4色

※プロモーションビデオに連動した内容で制作すること。

カ ポスターのデータ（JPEG・PDF・AI CS4）

※記録媒体に記録し、納品すること。

・仕様

ア ハイビジョン画質で制作し、画面縦横比16:9とすること。

イ 魅力を構成する要素ごとにテーマ化した内容とし、テーマは田原本町が保有する観光素材を組み合わせた提案とする。

ウ 平成28年度制作の田原本町観光プロモーションビデオ（秋・冬期間分）の映像素材を編集に盛り込むこと。

エ テーマごとに2～5分程度で1番組としたものを5本（20～25分程度）とし、タイトル画面において各テーマが選択できるチャプターメニュー機能を付けること。

※テーマの例 田原本町の魅力紹介、唐古・鍵遺跡、伝統行事・イベント、寺社・仏閣、田原本町の四季等

オ ナレーション（日本語、英語、韓国語、中国語〈簡体字〉）、テロップ（聴覚障害者対応）及び音楽等の音響効果を入れること。言語については、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）及びテロップ（聴覚障害者対応）を選択できるチャプターメニュー機能を付けること。

カ 平成30年オープン予定の唐古・鍵遺跡史跡公園及び交流促進施設（道の駅）の映像については、外観がほぼ完成する時期に撮影し、編集に盛り込むこと。

キ 田原本町道の駅建設工事設計業務委託において作成される映像ソフト概要を編集の際に考慮すること。

6. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 本件受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を田原本町に無償で譲渡するものとする。

(2) 田原本町は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(3) 本件受託者は、田原本町の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することがで

きない。

7. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、原則的に本件受託者において対応するものとする。